

長崎県建設工事総合評価落札方式（新佐世保警察署特別型）実施要領

令和 7 年 6 月 6 日 7 営第 9 号

（目的）

第 1 条 この要領は、新佐世保警察署（仮称）建設工事（以下、「本工事」という。）において「長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）」（以下「入札要綱」という。）に基づき実施する総合評価落札方式に必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 総合評価落札方式とは、価格の他に価格以外の要素を総合的に評価し、最も優れた者を落札者とする方式をいう。

（入札参加者の資格要件）

第 3 条 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 「入札要綱」第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下、この条において「申請書」という。）を適切に提出した者であること。

イ 長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領（最終改正令和 7 年 3 月 21 日 6 建企第 333 号）以下「事務処理要領」という。）別表 2 に規定する技術資料（本要領第 16 条第 1 項（2）によるものに限る。）を適切に提出した者であること。

ウ 対象工事に対応する一般建設業の許可又は特定建設業の許可（下請負代金額の総額が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる場合に限る。）を受けている者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。

オ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

カ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。

キ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

ク 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第

225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。)でないこと。

ケ 公告の日から落札決定の日までの期間において、入札に参加する者の間に一定の系列関係がないこと。(長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について(平成 18 年 3 月 24 日 17 監第 544 号))

コ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて(平成 20 年 2 月 26 日 19 建企第 587 号)に基づき、工事成績 65 点未満により入札参加規制期間中でないこと。

サ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制(平成 21 年 10 月 29 日 21 監第 179 号 21 建企第 468 号)に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

2 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体(中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。)でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。また、前項の「ケ」の場合において、系列関係がある会社が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

α 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後 3 か月以上

β 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

(総合評価落札方式の型式)

第 4 条 本工事において採用する総合評価落札方式は、長崎県建設工事総合評価落札方式実施要領(令和 3 年 2 月 26 日 2 建企第 596 号)(以下「実施要領」という。)第 3 条に規定する施工計画Ⅰ型を準用した施工計画新佐世保警察署特別型とする。

施工計画新佐 世保警察署特	施工計画	配置予定技術 者の施工実績	企業の施工実 績(代表構成	合計
------------------	------	------------------	------------------	----

別型		(代表構成員)	員)	
加算点	10 点	10 点	10 点	30 点

(入札方式について)

第 5 条 総合評価落札方式による入札は、「入札要綱」第 2 条第 15 号に規定する事前審査型入札の規定を準用するものとし、本要領に定める事項を優先して適用する。

(総合評価落札方式の評価方式)

第 6 条 本工事において採用する評価方式は、「実施要領」第 5 条に規定する事前評価タイプとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第 7 条 契約担任者は、「令(昭和 22 年政令第 16 号)」第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項に関する事項、その他必要な事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。

2 学識経験を有する者の意見聴取は、「地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)」第 12 条の 4 の規定に基づき、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験を有する者の意見聴取を行うため、「長崎県総合評価審査委員会設置要領(平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 469 号)」に基づき長崎県総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

4 学識経験を有する者の意見聴取は、事務処理要領第 4 条の規定により行うこととし、小委員会に関する事項及び小委員会の開催については、高度技術提案型を準用する。

(対象工事の適用)

第 8 条 契約担任者は、「入札要綱」第 2 条第 5 号に規定する競争参加資格委員会(以下「競争参加資格委員会」という。)で、第 3 条に規定する総合評価落札方式の適用及び落札者の決定基準について審査を受けるものとする。

(評価項目及び評価基準)

第 9 条 契約担任者は、対象工事に係る性能、機能、技術等に関し、当該工事の目的や内容に応じて、入札実施の際に評価の対象とする評価項目及び評価基準(以下「評価項目等」という。)を設定するものとする。

2 「評価項目等」は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとし、公平性の確保に配慮するものとする。

3 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない企業の技術力等は評価しないものとする。

- 4 「評価項目等」については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとし、必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を公告において明らかにするものとし、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）が実施の可否を判断する。
- 5 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。

（本工事における総合評価の方法）

第10条 本工事における評価値は、以下の算定式により算定するものとし、開札後の審査の結果、評価値が最も高い者が、「長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成 25 年長崎県告示第 709 号）」（以下「低入要綱」という。）第3条の規定する低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回った場合、「低入要綱」第6条の規定に基づく調査（以下「低入札調査」という。なお、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領（平成25年6月28日25建企第207号）」（以下「特別重点要領」という。）に規定する基準に該当した場合は同要領の基づく調査（以下「特別重点調査」という。）に読み替え、併せて「低入札調査」という。）を実施するものとする。

なお、低入札調査の対象となるもの（以下「低入札調査対象者」という。）のうち、評価値が最も高い者ではないと判断された場合は、その次の者の評価値が最も高くなった場合のみ、調査を実施するものとする。

評価値＝「（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格」×100,000,000

なお、入札価格の単位は円とする。また評価値は端数処理を行わないものとし、評価値の表示は、原則として小数第3位（小数第4位を四捨五入）までとする。

また、加算点とは、公告に示された総合評価に関する事項に対する評価値の合計である。

- 2 標準点は、本要領第 16 条第1項(2)に規定する技術資料（以下「技術資料等」という。）を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で100点とする。
- 3 加算点及び施工体制評価点の満点は、下表のとおりとする。

	加算点	施工体制評価点（30点）	
		品質確保の実効性	施工体制確保の確実性
満点	30 点	15点	15 点

- 4 施工体制評価点は、入札説明書において求める要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、下記の評価項目毎に2段階で評価するものとする。

（1）品質確保の実効性（15点／0点）

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合に評価を行う。

（2）施工体制確保の確実性（15点／0点）

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていること

などより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合に評価を行う。

5 施工体制評価後は、加算点の補正を以下のとおり行うものとする。

施工体制評価後の加算点＝施工体制評価前の加算点×(施工体制評価点／30点)

(落札仮決定者の決定方法)

第11条 前条に規定する算定式によって決定した評価値の最も高い者を落札仮決定者とする。

2 落札仮決定者は次に掲げる(1)～(2)の要件に該当する者であること。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(2) 評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

基準評価値＝(標準点／予定価格)×100,000,000

なお、予定価格の単位は円とする。

3 落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、以下のとおりとする。

(1) 加算点並びに入札価格が同額の場合

くじを引かせて落札仮決定者を決定する。

(2) 上記以外の場合

最低の価格をもって入札した者を落札仮決定者に決定する。

4 落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

5 本工事においては、開札後に審査を行い、落札仮決定者になりえる者の入札価格が「低入札調査」の対象となる場合で、発注者が行う「低入札調査」により契約の内容に適合した履行がされると判断される者を落札仮決定者としてすることがある。

(公告)

第12条 契約担任者は、公告において「入札要綱」に定めるもののほかに、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 「入札要綱」第2条第15項に基づく事前審査型入札による旨

(2) 総合評価落札方式による旨

(3) 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること。

(4) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(5) 入札が無効となる要件

(6) 施工計画の採否及び入札結果に対して、理由の説明要求及び苦情申立てができるものとする。

(7) その他総合評価に関する事項

- (8) 開札後に施工体制の確認を行うための追加資料を求め、聴取り調査を行うこと。
- (9) 「低入札調査」は、「低入札調査基準価格」を下回った入札者（以下「低入札調査対象者」という。）が、開札後の審査で落札仮決定者になりえる場合を対象とする。ただし、「特別重点要領」の特別重点調査対象者となった者については、「特別重点調査」を実施すること。

（入札説明書の交付）

第13条 入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。

なお、前回の入札時に実施した設計図書の段階的な交付は行わない。入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認するものとする。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

（現場説明会）

第14条 本工事において、現場説明会は実施しない。

（言語及び通貨）

第15条 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（競争参加資格申請書及び技術資料の提出）

第16条 入札に参加しようとする者は、「入札要綱」第7条に規定する競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）及び「技術資料等」を公告に記載された期限までに提出しなければならない。

(1) 申請書等は次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書（入札要綱 様式第2号（その2））

イ 共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体協定書（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年8月29日 6監第171号）様式1）の写し

ウ 公告記載の工事の業種に対応する建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書の写し（申請時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要）

エ 総合評定値通知書の写し（共同企業体の場合は構成員ごとに必要）

α 長崎県建設工事入札参加者格付要綱第9条に基づく再度の資格審査を受けた者は直近の総合評定値通知書の写し

β α以外の者は提出不要とする

オ 同種工事の施工実績表（入札要綱 様式第3号）及びその添付書類

※ 様式第3号に添付する書類について

・工事の契約書の写しや図面及び数量表の写し等、同種工事の条件を満足することを証明する資料を添付すること。また、同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「エ

事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、工事の契約書の写しや図面及び数量表の写しに代えて工事実績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(入札要綱 様式第4号)及びその添付書類

※ 様式第4号に添付する書類について

- ・監理技術者を配置する場合は、監理技術者証(表面)の写し及び監理技術者講習の修了年月日を確認できるもの(監理技術者証(裏面)、監理技術者講習受講証明書の写し等)を添付しなければならない。
- ・「免許を証明する書面の写し」について、建設業法による技術検定資格の場合は、合格通知書の写しも可とする。ただし、合格通知書の通知日から180日間に限り有効とし、上記様式第4号の提出期限の日において有効であること。

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

- α 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し
- β 当該技術者が監理(主任)技術者又は現場代理人として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※1 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事実績情報システムデータの写しを添付すること。

※2 カ及びキについて、配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に記入すること。

ク 上記アからキのほか、公告において定める書類

※ 上記ア〜クに関する資料で、健康保険被保険者証の写し等を添付する場合は、確認に必要な事項以外はマスキングを施すこと。(マスキングがない場合は、発注者においてマスキングを施すものとする。)

(2) 「技術資料等」は次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を公告の翌日から起算して10日以内(休日を除く)に提出しなければならない。

ア 技術者及び企業の施工能力調書(「事務処理要領」技術申請様式1号を準用した別途配布する様式を使用すること。)

イ 施工計画書(「事務処理要領」技術申請様式3号を準用した別途配布する技術申請様式3号:施工計画書①及び技術申請様式3号:施工計画書②を使用すること。)

ウ 上記ア、イのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出は以下により行うものとする。

ア 「申請書等」の提出部数は2部(正本1部及び複本1部。複本は、正本を複写したもので可。)とし、うち1部(複本)は受付後返却する。

イ 「技術資料等」は電子媒体(CD)により2部提出するものとし、うち1部(写し)は受付後返却する。

ウ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出しなければならない。

エ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

オ 提出書類等は、公告に示す期間、場所及び方法で提出すること。

カ 技術申請様式1号：技術者及び企業の施工能力調書は押印不要とする。

キ 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において交付するものとする。

ク 「申請書等」及び「技術資料等」を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。

ケ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

コ 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。

サ 提出期限以降における提出書類等の差し換え及び再提出は、特別な事情がある場合を除き認めない。

シ 電子媒体（CD）を提出する際は、ラベル記載に注意すること。

2 「技術資料等」の提出期限後は、既に提出された「技術資料等」の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

3 「申請書等」を提出した者が、「技術資料等」を提出しなかった場合、その者の申請は取り下げたものとみなす。

（配置予定技術者の取扱い）

第17条 他の建設工事の入札（国、県、市町村、公社、公団等が実施する入札）に配置予定技術者として申請した者を総合評価落札方式の入札において配置予定技術者として申請することができる。

2 同一の総合評価落札方式の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。

3 前項の場合における配置予定技術者の評価は、申請された技術者のうち評価点の総計が低い方の技術者で行うものとする。

4 「技術資料等」の提出期限後は、申請した技術者の変更は認めないものとする。

5 2名の配置予定技術者を申請している場合で、落札仮決定時に専任で配置する技術者を決定することが困難な場合は、配置予定技術者の専任に係る通知書に、2名の配置予定技術者を記載して回答することができる。ただし、現場代理人等決定通知書を提出する際には、どちらかの技術者に決定しなければならない。

6 他の建設工事の入札にも重複して申請していた配置予定技術者が、他工事の配置技術者として専任することが決定した場合は、「技術資料等」の審査を辞退することができるものとする。

7 前項による「技術資料等」の審査の辞退は、「長崎県工事請負契約等に係る入札参加者指名停止の措置要領（平成12年長崎県告示第599号の6）」（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止措置には該当しないものとする。

(競争参加資格の審査及び「技術力等」の審査)

第18条 契約担任者は、「競争参加資格委員会」にて、入札に参加しようとする者又は入札参加者(以下「評価対象者」という。)の競争参加資格の審査及び「技術力等」の審査を開札前に受けるものとする。

2 「評価対象者」の「技術力等」の審査は、以下のとおり行うものとする。

(1) 事前評価タイプ

① 競争参加資格の有無に関わらず、全ての「評価対象者」の審査を行うものとする。

② 「技術資料等」に記載された自己審査点は参考とし、「技術資料等」の記載内容及び添付資料で審査を行うものとする。

3 「競争参加資格委員会」の委員長は、「技術力等」の審査のうち技術提案の審査を「長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領(平成 20 年 3 月 17 日 19 監第 618 号)」に基づき設置した「技術審査分科会」に委ねることが出来るものとする。

4 全ての「評価対象者」に共通の基準で行うこととし、特定の「評価対象者」の評価に特定の方法を用いないものとする。

5 本工事の施工計画の審査は、提出期限日の翌日から起算して、10日以内(休日を除く)に審査を行うものとする。

(競争参加資格の審査結果の通知及び技術提案の採否の通知)

第19条 契約担任者は、本工事の競争参加資格の有無を開札前に入札に参加しようとする者に通知するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、前項の通知に対して理由の説明要求及び苦情申立を行うことができるものとする。

(入札書の提出)

第20条 入札に参加しようとする者は、価格及び「技術力等」をもって入札するものとし、「技術資料等」の提出時に入札に参加する旨の誓約を行うものとする。

(入札方法等)

第21条 入札参加資格者は、競争入札参加資格通知書の写し及び工事費内訳書を表封筒に入れ、入札書を入札用封筒に入れて郵便書留による郵送により提出すること(提出期限内必着)。

2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。

- 4 入札書、入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号）に定める様式によること。
- 5 共同企業体による入札の場合、入札書の入札者欄には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名を記載すること。また、表封筒及び入札用封筒の氏名欄については、当該共同企業体の名称と代表構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名のみの記載でも可とする。

（工事費内訳書の提出）

- 第22条 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに住所、代表者職氏名、工事番号、工事名及び工事場所を記載すること。なお、共同企業体の場合は、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を提出すること。
- 2 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き、マイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び一式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で一式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成 20 年7月9日付け 20 建企第 233 号）（以下「内訳書取扱要領」という。）」で認められているものを除く。）。
 - 3 工事費内訳書は、「内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
 - 4 提出された工事費内訳書は、返却しない。
 - 5 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
 - 6 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
 - 7 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

（入札の無効）

- 第23条 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）（以下「財務規則」という。）100条に該当する要件の他に、次に掲げる条件のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札したとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
 - (9) 入札書に記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。ただし、公告において入札者の押印の省略を認めている場合で本人確認ができるときは、押印は不要であるものとする。
 - (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (11) 入札書の誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) エ事費内訳書の提出がない場合及び「内訳書取扱要領」の入札無効基準に該当した場合
 - (13) 第 16 条第1項(2)アからウに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、重大な誤記記載があった場合、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。
 - (14) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれているのみの場合を除く。)
 - (15) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合(共同企業体により入札を行う者で、当該共同企業体を構成するいずれかの構成員が入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けている場合は、この限りでない。)
 - (16) 交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合(共同企業体の場合で、当該共同企業体を構成する構成員間における提供、貸借又は閲覧に供する場合を除く。)
 - (17) 競争参加資格を有する者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、落札決定の日までの間において公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
 - (18) 「技術者及び企業の施工能力調書(技術申請様式1号)」に記名がない場合
- 2 「施工体制確認」、「低入札調査」及び「特別重点調査」において、下記事項に該当する場合は入札は無効とする。ただし、脱字等の軽微な誤り、添付資料等の欠落は除く。
- (1) 提出を求められた資料等が未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)
 - ① 資料の全部又は一部が提出されていない場合
 - ② 求められた資料とは無関係な書類である場合
 - ③ 他の工事の資料である場合
 - ④ 白紙である場合
 - ⑤ 資料が特定できない場合
 - ⑥ 他の入札参加者の様式等入手し、使用している場合
 - (2) 提出を求められた資料等に記載すべき事項が欠けている場合
 - ① 求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
 - ② 入札説明書及び競争参加確認通知書に指定された項目を満たしていない場合

- (3) 提出を求められた資料等に他の工事の関係資料、無関係な資料等の添付すべきでない書類等が添付されていた場合
- (4) 提出を求められた資料等に記載すべき事項に誤りがある場合
- ① 発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
 - ② 発注件名に誤りがある場合、又は記載がない場合
 - ③ 提出業者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
- (5) 提出を求められた資料等に記載された内容及び聴き取り調査の結果、不備が認められる場合
- ① 入札説明書に記載された要求要件を実現できるか確認できない場合（確認できる資料が不足している場合）
 - ② 記載内容に不備がある場合
 - ③ 記載内容と聴き取り内容において整合性が図れていない場合
 - ④ 各様式間において整合性が図れていない場合
- (6) 指定の期日までにすべての資料が提出されない場合
- (7) 聴き取り調査の対応
- ① 聴き取り調査に応じない場合
 - ② 配置予定技術者が聴き取り調査に参加しない場合（申請された配置予定技術者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合）
 - ③ 指定の時刻までに聴き取り調査出席者が集まらず聴き取り調査ができない場合

（開札）

第24条 入札執行者は、開札後、入札が不調になった場合を除き、入札会場において入札を保留し、以下に関する内容を公表し、入札を終了するものとする。

- ・全入札参加者の業者名及び応札金額
- ・ランダム係数及び予定価格
- ・低入札調査基準価格
- ・低入札調査対象者のうち、落札仮決定者になりえる者に、第26条の規定に基づく追加資料の提出及び第27条の規定に基づく聞き取り調査の実施の旨
- ・低入札調査対象者のうち、落札仮決定者になりえる者に、「低入札調査」の実施の旨
- ・低入札調査対象者のうち、落札仮決定者になりえる者に、「特別重点調査」の実施の旨
- ・予定価格の範囲内の者について総合評価を実施する旨
- ・その他必要な事項

2 入札が不調となった場合は、入札に関する内容の公表は行わないものとする。

（低入札価格調査制度について）

第25条 本工事は、「低入要綱」に基づき以下を適用するものである。

- (1) 令第167条の10第1項の規定により、最低価格をもって入札した者を落札者としがない場合がある。
- (2) 入札者のうち、低入要綱第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った場合に、開札後の審査で落札決定者になりえる者に対して低入札調査を実施する。
ただし、上記低入札調査対象者のうち、特別重点調査要領1に規定する基準に該当した者に対しては、同要領に基づく特別重点調査を実施する。
- (3) 低入札調査基準価格を下回った価格により契約を締結しようとする者に対しては、次のことを求める。
 - ア「財務規則」第111条に定める契約保証金は、契約金額の100分の30以上とする。
 - イ「財務規則」第62条第1項に定める前払金は、同項の規定にかかわらず、契約金額の100分の20を超えない範囲内とする。
- ウ 代表構成員は、配置予定技術者とは別に、建設業法第26条に定める技術者と同等の資格を有する技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

(施工体制確認に係る追加資料の提出)

- 第26条 契約担任者は、開札後に入札参加者の施工体制評価点を30点として仮の審査を行い、評価値を算定する。審査の結果、落札仮決定者になりえる者が低入札基準価格を下回る場合は施工体制の確認(以下「施工体制確認」という。)のため、開札後速やかに追加資料の提出を求めることとし、その旨の通知を行うものとする。
- 2 落札仮決定者になりえる者の入札価格が「低入札調査基準価格」以上の場合、その者を落札仮決定者とし、追加資料を求めないことがある。
 - 3 追加資料を求められた者(以下「追加資料提出者」という。)は、指定する日までの間に限り、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。
 - 4 前項による、当該申し出を行った「追加資料提出者」の入札は無効として取り扱い、「指名停止要領」に基づく指名停止措置には該当しないものとする。
 - 5 第3項及び前項の申し出があった場合は、再度、評価値を算定する。
 - 6 追加資料の作成等に要する費用は、「追加資料提出者」負担とし、追加資料の返却及び公表は行わないものとする。
 - 7 追加資料は、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。
 - 8 追加資料及び聴き取りの内容により、契約担任者が必要と認め、「追加資料提出者」に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、前項の規定は適用しない。

(施工体制確認に係る聴き取り調査の実施)

- 第27条 契約担任者は、審査の結果、落札仮決定者になりえる者が「低入札調査基準価格」を下回る場合は施工体制の確認のため、開札後速やかに、聴き取り調査を実施するものとし、(以下、

聴き取り調査の対象者を「聴取対象者」という。)以下の事項を通知するものとする。

① 追加資料の提出期限

② 聴き取り調査の日時及び場所

- 2 入札価格が「低入札調査基準価格」以上の場合は、聴き取り調査を行わないことがある。
- 3 契約担任者は、「聴取対象者」に対し、第26条第1項の規定により追加資料の提出を求めるものとする。
- 4 聴き取り調査は、「低入札調査」とは異なるものであることに留意すること。
- 5 聴き取り調査について、「聴取対象者」が参加させることができる者は、配置を予定している技術者を含む3名以内とする。

(施工体制確認の審査)

第28条 契約担任者は、「競争参加資格委員会」で施工体制確認の審査を受けるものとする。審査の結果、順位に変動が無いか再度、評価値を算定する。

- 2 「競争参加資格委員会」の委員長は、施工体制確認の審査を「技術審査分科会」に委ねることが出来るものとする。
- 3 施工体制確認の審査結果については、「長崎県総合評価審査委員会設置要領(平成19年1月19日18監第469号)」に基づき設置された長崎県総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)において学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。
- 4 「低入札調査基準価格」に満たない「聴取対象者」がいなかった場合は、「競争参加資格委員会」及び「審査委員会」を省略することができるものとする。

(追加資料等の不備等)

第29条 「聴取対象者」が、第23条に規定する入札無効要件に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- 2 「聴取対象者」のうち、虚偽の追加資料の提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合で、悪質性が高い者に対しては、「指名停止要領」により指名停止を行う。

(「低入札調査」に係る資料の提出)

第30条 契約担任者は、第26条に規定する追加資料の提出及び第27条に規定する施工体制確認の聴き取り調査の結果、第23条に規定する入札無効の要件に該当しなかった者で、「低入札要綱」第5条の規定に基づき「低入札調査対象者の全員」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者に「低入札調査」に係る資料の提出を求めることとし、その旨の通知を行うものとする。

- 2 「低入札調査対象者」のうち「特別重点要領」第2条に規定する特別重点調査対象者(以下「特別重点調査対象者」という。)となる者で、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者に対して、「特別重点調査」に係る資料の提出を求めることとし、その旨の通知を行うものとする。

- 3 「低入札調査対象者の全員」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者及び「特別重点調査対象者」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者は、契約担任者が指定する期限までに資料を提出するものとし、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。
- 4 追加資料及び聴き取りの内容により、契約担任者が必要と認め、「低入札調査対象者」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者及び「特別重点調査対象者」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合は、前項の規定は適用しない。
- 5 「特別重点調査対象者」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者に限っては、前項に係る資料の再提出等は、原則として1回に限るものとする。

（「低入札調査」に係る聴き取り調査の実施）

第31条 契約担任者は、必要に応じて聴き取り調査を実施することができるものとし、「低入札調査対象者の全員」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者に対し「低入要綱」第6条の規定に基づき聴き取り調査を行うときは、以下の事項を通知するものとする。

（1）追加資料の提出期限

（2）聴き取り調査の日時及び場所

- 2 「特別重点調査対象者」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者に対して、「特別重点要領」第4条の規定に基づき聴き取り調査を行うときも前項の規定を準用する。

（「低入札調査」の審査）

第32条 契約担任者は、「低入要綱」第6条の規定に基づき、「低入札調査」の結果について、「競争参加資格委員会」の審査を受けるものとする。審査の結果、順位に変動が無いが再度、評価値を算定する。

（落札仮決定者の決定）

第33条 契約担任者は、第10条に基づき入札参加者の総合評価を行い、落札仮決定者を決定するものとする。

- 2 「低入要綱」の対象工事の場合、契約担任者は「低入要綱」第6条の規定に基づき、「低入札調査対象者の全員」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認める者で、評価値が最も高い者を落札仮決定者とするものとする。
- 3 「低入札調査対象者の全員」のうち、開札後の審査で落札仮決定者になりえる者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者が行った入札は無効とする。
- 4 落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときで、くじ引きにより落札仮決定

者を決定する場合は、以下のとおりとする。

(1) 「電子入札対象工事」以外の場合は、以下の事項を入札参加者に通知し、くじ引きを行うものとする。

- ① くじの日時、場所及びくじの方法
- ② くじ対象者のくじ引きの辞退は認められないこと。
- ③ くじ対象者で立ち合いのみを希望する場合及び定刻までに来場が無い場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじをひくこと。
- ④ くじ対象者以外の者も立ち合いができること。
- ⑤ その他必要な事項

5 契約担任者は、開札後速やかに（原則開札後3日間以内）落札仮決定者に落札仮決定の通知を行うものとする。

（落札仮決定の公表等）

第34条 契約担任者は、落札仮決定の通知を行った場合は、入札の透明性を図るため、直ちに開札結果を落札仮決定日から落札決定日まで公表するものとする。

2 公表内容は、以下のとおりとする。

- (1) 「公共工事の入札結果及び契約内容の公表について（平成13年3月27日12監第564号）」に規定する事項等
- (2) 全ての入札参加者の「技術力等」の評価結果

（落札者の決定）

第35条 落札仮決定者は、前条第5項に係る通知の受領後、配置予定技術者を専任の配置が可能か不可能かの通知を行わなければならない。

- 2 落札仮決定者から配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知を受け付けた日を落札決定日とする。
- 3 落札仮決定者から配置予定技術者を専任で配置できない旨の通知を受けた場合又は期限内に通知を行わなかった場合は、予定価格の範囲内の者のうち落札仮決定者の次に評価値の高い者（以下「次順位者」という。）に落札仮決定の通知を行う。この場合においては、同条第1項の規定を準用する。
- 4 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず、第1項により配置予定技術者を専任で配置できる旨の通知をしたことが判明した場合は、「指名停止要領」に基づく指名停止措置を講ずるものとする。
- 5 配置予定技術者を専任で配置することができないにもかかわらず契約を締結した場合は、建設業法第26条第3項に抵触することとなるので、厳に注意すること。
- 6 契約担任者は、落札者が決定した場合は、直ちにすべての入札参加者に対し、落札者決定の通知を行うものとする。

(虚偽記載があった場合の措置)

第36条 第16条に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領(平成12年4月27日長崎県告示第599号の6)に基づき指名停止となる場合がある。

(入札結果の公表)

第37条 入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで入札担当部局において閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

(契約書の作成)

第38条 契約書は作成する。なお、落札決定後仮契約を締結し、長崎県議会の議決後、県がその旨を通知したときに本契約となる。

(請負代金の支払条件)

第39条 前払金は、請負代金額(会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額という。以下第2項及び第3項においても同じ。)の10分の4(第25条(3)に該当する場合は、10分の2)以内の額とする。なお、債務負担行為の初年度及び中間年度においては、部分払の回数を1回追加する。

2 仮契約締結時に、工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。

ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額の10分の2以内の額。ただし、中間前払金を含めた前払金の合計額が10分の6(第25条(3)に該当する場合は10分の4)以内の額とする。

イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。

請負代金額	回数
1000万円未満	行わない
1000万円以上 3000万円未満	1回
3000万円以上 1億円未満	2回
1億円以上	3回

3 前項によりア又はイを当初に選択した後においても、1回に限り選択の変更を申し出ることができる。

ただし、既にア又はイの支払いを行った場合は変更することができない。

4 第1項から前項に係わらず、設計図書に定めがある場合においては、その定めによるものとする。

(契約の不締結等)

第40条 落札者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、公告に係る入札参加資格要件(要件のうち、指名停止又は指名除外の措置に関するものについては、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者に限る。)のいずれかを満たさなくなった場合又は、落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合は、仮契約を締結しない。

2 仮契約者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、公告に係る入札参加資格要件(要件のうち、指名停止又は指名除外の措置に関するものについては、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者に限る。)のいずれかを満たさなくなった場合又は、落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。

(総合評価に関する事項)

第41条 受注者が施工計画書に記載した内容については、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金額の変更は行わない。

2 施工計画書に記載したことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

3 発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

4 不可抗力等受注者の責によらないで採用された施工計画を履行できなくなった場合は、請負代金額の変更等その後の対応について、発注者と受注者と協議して決めるものとする。

(説明要求(苦情申立て))

第42条 入札参加者は、次に掲げる事項について、理由の説明要求を行うことができるものとする。

(1) 競争参加資格がないと認めた理由

(2) 施工計画が採用されなかった理由

(3) 落札者を決定した理由

(4) 落札者とされなかった理由

(説明要求(苦情申立て)の審査)

第43条 契約担任者は、説明要求に対する回答内容について、「競争参加資格委員会」の審査を受けるものとする。

2 施工計画の審査を「技術審査分科会」に委ねた場合は、「技術審査分科会」の審査を受けるものとする。

(秘密の保持)

第44条 この要領に基づき入札参加者から提出された技術資料は、総合評価に関する審査結果を除き公表しないものとする。

(提出期限の特例)

第45条 契約担任者は、次に掲げる条件に該当する場合、対象工事に係る書類の提出期限、通知期限等を短縮又は延長することができるものとする。

- (1) 緊急性が高く早期の着工を要する場合
- (2) 施工に高度な技術力を要するため審査手続きに時間を要する場合
- (3) その他正当な理由がある場合

(過去の工事实績等(長崎県発注工事)の証明)

第46条 入札に参加しようとする者が、入札に参加する際の提出資料として、証明する資料(コリンズの写し、契約書の写し、優秀工事表彰状の写し等)を添付しなければならない場合に、保有する書類で不足がある場合又は紛失している場合は、当該工事の発注機関等に工事实績の証明を求めることができる。

- 2 工事实績の証明を求めることができる工事は、公告に示された評価対象期間とする。
- 3 証明書の発行までに要する期間の関係で、「申請書等」及び「技術資料等」の提出期限日までに提出できない場合は、発注機関等の責とはせず、その者の評価は無効とする。

(その他)

第47条 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、下請負人との契約の日から 30 日以内に下請負人報告書(当初)を契約担任者へ提出しなければならない。また、本工事が完成したときは、下請負人報告書(完成)を提出しなければならない。

- 2 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合で、かつ、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有する技術者を配置することができる場合は、契約担任者の承認を受け、変更することができる。なお、変更前配置予定技術者と同等以上の資格を有するとは、変更後配置予定技術者の公告2の配置技術者に関する条件及び公告4の総合評価に関する事項の配置予定技術者の能力内容が変更前配置予定技術者と同等以上であることをいう。
- 3 この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 4 この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情処理検討委員会が、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合調達手続の停止等があり得る。
- 5 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとするが、実施に係る事務処理に関しては「事務処理要領」に準じるものとする。
- 6 公告及び本要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、令、

財務規則、建設工事執行規則、特定調達契約、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第 77 号）、事務処理要領の定めるところによる。

付則

この要領は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。